

# 開 発 許 可 申 請 手 数 料 一 覧 表

茨木市手数料条例  
(平成12年条例第2号)

開発許可	面積	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 1万㎡未満	1万㎡以上 3万㎡未満	3万㎡以上 6万㎡未満	6万㎡以上 10万㎡未満	10万㎡以上
	申請種別	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 1万㎡未満	1万㎡以上 3万㎡未満	3万㎡以上 6万㎡未満	6万㎡以上 10万㎡未満	10万㎡以上
	自己用住居	10,000円	26,000円	51,000円	100,000円	150,000円	210,000円	260,000円	360,000円
	自己業務用	15,000円	36,000円	77,000円	140,000円	240,000円	320,000円	400,000円	560,000円
	その他(否自己用)	100,000円	150,000円	230,000円	310,000円	460,000円	600,000円	780,000円	1,000,000円

開発変更許可	I 面積変更なし	(従前の面積に対応する金額) × 1/10	I ~ IVまでの、いずれか一つで手数料算定 (上限は1,000,000円)
	II 面積減少	(変更後の面積に対応する金額) × 1/10	
	III 面積増加	① (従前の面積(ア)に対応する金額) × 1/10 + (増加部分の面積(イ)に対応する金額) ② (増加部分の面積(イ)に対応する金額) …… 設計変更がなく、面積増加のみの場合  <div style="text-align: center;"> <p>ア → ア イ 増加部分</p> </div>	
	IV 面積増減	(従前の面積から減少部分を差し引いた面積(ア)に対応する金額) × 1/10 + (増加部分の面積(イ)に対応する金額)  <div style="text-align: center;"> <p>従前の面積 ア 減少部分 増加部分</p> </div>	
	V その他の変更	「工区変更、工事施工者変更(1万㎡以上自己業務用、否自己用)、予定建築物変更」 ⇔ 12,000円/件	

<b>開発許可不要等証明</b>
4,800円

<b>調区建築特例許可証明 調区建築許可証明</b>
980円

建築許可 (43条)	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 1万㎡未満	1万㎡以上
		7,700円	21,000円	44,000円	77,000円

地位承継 (45条)	自己用住宅、自己業務用(1万㎡未満)	2,100円
	自己業務用(1万㎡以上)	3,200円
	その他(否自己用)	21,000円

その他 (都市計画法関係)	37条1号建築承認	41条2項ただし書	42条1項ただし書
		2,000円	54,000円

その他	開発登録簿写し交付
	510円